

17. 住宅用地球温暖化対策設備等補助金

17. 住宅用地球温暖化対策設備等補助金

(1) 住宅用太陽光発電システム設置補助金

住宅用太陽光発電システム設置補助金は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成19年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成30年度の補助件数、補助金額については、表17-1のとおりである。

表17-1 補助実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	561 件	487 件	433 件
補助金額	43,576,000 円	33,995,000 円	30,045,000 円
補助額	20,000 円/kW (上限 4kW)	18,000 円/kW (上限 4kW)	18,000 円/kW (上限 4kW)

※補助金額とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に補助額を乗じた額

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、平成23年度から、自ら居住する住宅にシステムを設置する者に対し、経費の一部を補助するものである。

平成30年度の補助件数、補助金額については、表17-2のとおりである。

表17-2 補助実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
件 数	100 件	106 件	117 件
補助金額	7,000,000 円	6,360,000 円	7,020,000 円
補助額	70,000 円 (定額)	60,000 円 (定額)	60,000 円 (定額)

一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市住宅用太陽光発電システム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第 2 条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 電気事業者と電力受給契約を締結していること。
- (2) 太陽電池モジュールを住宅の屋根等に設置していること。
- (3) 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置されている住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。
- (4) 太陽電池の最大出力（補助対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示で小数点以下 2 桁未満を四捨五入した値とする。）が 10 キロワット未満であるもの。ただし、増設の場合は、既設分も含めて 10 キロワット未満であること。
- (5) 未使用品であること。
- (6) 太陽電池の出力を監視する等により、起動及び停止等に関して全自動運転（自動起動・自動停止）を行う機能を有するものであること。
- (7) 別表に定める技術要件に適合するものであること。

(補助金の交付対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
- (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者

2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象システムの設置に要する費用のうち別表に掲げる費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり1万8千円に、補助対象システムを構成する太陽光発電モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示で小数点以下2桁未満を四捨五入した値(その値が4キロワットを超える場合にあっては、4キロワット)とする。)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第2項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前(建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前)に、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電システム設置計画書(様式第2)
- (2) 補助対象システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真
・補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できる写真(設置した太陽電池モジュールすべてが確認出来るものを含めること)
- (5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象システムを設置された建物の引渡しを受けることができる。

第8条 削除

(計画変更等の承認)

第9条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書(様式第5)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、計画変更により補助金の交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、住宅用太陽光発電システム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金変更決定通知書(様式第6)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書(様式第7)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

(1) 住宅用太陽光発電システム概要書(様式第8)

(2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し

(3) 申請時の補助対象システム設置費と金額が異なる場合は内訳書の写し

(4) 電力会社の発行する「発電設備の系統連系に関するお知らせ」等の電力受給契約を証明する書類の写し

(5) 製造者または製造者を代行できる業者の発行する設置枚数分の製造番号と太陽電池モジュール出力が明記された未使用品であることが確認できる、出力対比表の写し

(6) 補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できるカラー写真(設置した太陽電池モジュールすべてが確認出来るものを含めること)ただし、建売住宅で交付申請時に補助対象システムの設置状態の確認ができるカラー写真を提出している場合は除く

(7) システム配置図

(8) 住民票の写し

(9) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 電気事業者との系統連系・受給開始日
- (2) 発電システム設置工事に係る支払が完了した日

(交付金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書（様式第 9）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 12 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第 10）を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 13 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、補助事業の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表第 2 に規定する耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。
- 3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置補助金処分承認申請書（様式第 11）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。
- 4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第10条第1項に規定する住宅用太陽光発電システム設置補助事業実績報告書(様式第7)を同項に規定する期限までに提出しないとき。
- (4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第15条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて売電量及び買電量データの提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(省略)

付 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

補助対象経費	技 術 要 件
太陽電池モジュール	一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの又はそれに準ずる製品であることを製造事業者が証明したもの
架台	住宅に設置される場合には、架台だけでなく太陽電池モジュールも含めた太陽電池アレイとして据え、当該建築物においては太陽電池アレイを含めて建築基準法に準拠した設計がなされているもの
接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器	電気設備の技術基準及び内線規程（J E A C 8001）に準拠しているもの
インバーター・保護装置	系統連系技術要件ガイドラインに基づく任意認証制度の技術基準に準拠しているもの又はその地域を電力供給区域とする電力会社が個別に認めるもの
発生電力量計	太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できるもの
余剰電力販売用電力量計	太陽光発電システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社の仕様に適合するもの
配線・配線器具の購入・据付	
工事に関する費用	工事・施工については、電気設備の技術基準及び内線規程（J E A C 8001）に準拠していること

一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、一宮市補助金等交付規則（昭和 37 年一宮市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する者に対し、予算の範囲内において一宮市家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第 2 条 補助金の交付の対象となる家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- (1) 設置予定の補助対象システムが、一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定した補助対象システムであること。
- (2) 未使用品であること。

(補助金の交付対象者等)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者又は暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者を除く。

- (1) 自ら居住し、又は居住予定である市内の住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。）に補助対象システムを新たに設置する者
- (2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から補助対象システム付き新築住宅（以下「建売住宅」という。）を購入しようとする者

2 補助対象システムに対する補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 件につき定額 6 万円とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条第 2 項の規定により、補助対象システムに係る設置工事の着手前（建売住宅を購入する場合は当該住宅の引渡し前）に、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付申請書（様式第 1）に次に掲げる書類を添付し、

市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置計画書（様式第2）
- (2) 補助対象システム設置に係る経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 補助対象システムを設置しようとする住宅の所在地を示した地図
- (4) 補助対象システム設置予定場所の工事着手前の現況が確認できるカラー写真
ただし、建売住宅の場合は、次に挙げるカラー写真
 - ・補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できる写真（設置した燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式、製造番号が確認できるものを含めること）
- (5) 建売住宅の場合は建築確認済証の写し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付決定日以後に新築及び既築の場合は補助対象システムの工事に着手することが、又は建売住宅の場合は補助対象システムを設置された建物の引渡しを受けることができる。

（計画変更等の承認）

第7条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該補助金に係る申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金計画変更承認申請書の提出があった場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金変更決定通知書（様式第5）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助対象システムの設置を完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書(様式第6)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象システム設置の完了日から起算して30日目が閉庁日の場合はそれ以降直近の開庁日までに報告しなければならない。また3月31日が閉庁日の場合は、当該年度の最後に到来する開庁日までに報告しなければならない。

- (1) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム概要書(様式第7)
- (2) 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 申請時の補助対象システム設置費と金額が異なる場合は内訳書の写し
- (4) 補助対象システムの保証書の写し(補助対象システムの設置場所の住所、保証の開始日が記載されたもの)
- (5) 補助対象システムの設置場所と設置状態が確認できるカラー写真(設置した燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号と製造番号(銘板)が確認できるものを含めること)ただし、建売住宅で交付申請時に補助対象システムの設置状態の確認ができるカラー写真を提出している場合は除く
- (6) 住民票の写し
- (7) その他市長が必要と認めたもの

2 前項の完了日とは、次に掲げる日のうちで、いずれか遅い日とする。

- (1) 補助対象システム設置工事に係る支払が完了した日
- (2) 補助対象システムの保証書に記載される保証の開始日

(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付額確定通知書(様式第8)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(取得財産の管理及び処分)

第 11 条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 規則第 17 条第 1 項の規定により、補助対象者は、補助事業の完了日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 号）別表第 2 に規定する耐用年数補助事業の完了日から 6 年間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。

3 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助金処分承認申請書（様式第 10）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その管理及び運用の状況を調査することができるものとする。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象システムを処分する場合は、事後の提出でよいものとする。

4 補助対象者は、取得財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第 12 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 第 8 条第 1 項に規定する家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置補助事業実績報告書（様式第 6）を同項に規定する期限までに提出しないとき。

(4) この要綱の規定又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(5) 一宮警察署からの通報又は一宮警察署への照会等により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第 13 条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて電気使用量及びガス使用量の提供その他の協力を求めることができる。この場合において、補助対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。